

航 空 自 衛 隊 共 通 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
件 名	車両等外注整備共通仕様書	仕様書番号	松基LPS-V00072
		承認年月日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年月日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第4航空団（松島基地）が行う車両等外注整備共通仕様書について規定する。

1.2 仕様書の制限

この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は次による。

a) 引用文書等 次に示す文書

- 1) 引用文書 この仕様書に直接引用した文書
- 2) 関連文書 この仕様書に規定した事項の参考となる文書

b) 車両等 航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O.00-10-9）（以下「航空自衛隊車両等整備基準」という。）に示す車両等、付属品及び予備品をいう。

c) 部品等 純正部品、優良自動車部品、油脂及び塗料をいう。

d) 官給品 官側から契約相手方へ提供する部品等をいう。

e) 修理 交換、加工、板金、組立調整及び潤滑をいう。

f) 塗装等 塗装、標識及び防錆処置をいう。

g) 点検等 定期点検、定期検査、保安確認検査及び計画外整備をいう。

h) 規則等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「道路運送車両法」という。）、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）（以下「自衛隊の使用する自動車に関する訓令」という。）、航空自衛隊車両等整備基準をいう。

i) 個別T O等 車両等に適用する技術指令書及び製造会社技術資料等

j) 保安確認検査 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「道路運送車両の保安基準」という。）に適合していることを確認する検査及び自動車の検査に伴う事務手続き等又は道路運送車両法適用除外車両については、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合していることを確認する検査をいう。

k) 定期点検 道路運送車両法に基づく次の法定点検

- 1) 3 か月点検
- 2) 6 か月点検
- 3) 12 か月点検
- 4) 24 か月点検

l) 定期検査 航空自衛隊車両等整備基準に基づく次の検査

- 1) I 検査(6 か月ごと)
- 2) M検査(12 か月ごと)

m) 追加整備 定期点検又は定期検査で発見された不具合の修理及び塗装

件 名	車両等外注整備共通仕様書
-----	--------------

- n) 付帯整備 保安確認検査に合わせて実施する下回り洗浄、下回り塗装及びブレーキフルード交換
- o) 計画外整備 定期点検又は定期検査以外で発生した不具合の修理及び塗装
- p) 修理不能 契約相手方の整備能力を超えるもの、部品等が入手できない場合又は修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超えるもの。
- q) 監督・検査 市販品（カタログ製品）の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る監督及び検査について（通達）（空幕調達第 215 号（124）4.3.31）のほか、次による。
 - 1) 監督 監督官が契約の履行途中において、部品等の品質の確認、工程の管理及びその他必要な事項について、契約上の要求事項に適合するか確認すること。
 - 2) 検査 検査官が車両等の品質及び数量等が契約上の要求事項に適合するか確認し、合格又は不合格の判定を行うこと。
- r) 品質保証資料 品質保証資料は次による。
 - 1) 道路運送車両法第 49 条及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に定める点検整備記録簿
 - 2) 修理要領明細書（別紙様式第 1）及び必要に応じて使用材料を明確にする契約相手方が定めた資料又はその他品質を保証するに必要な資料等
 - 3) 車両作業用紙（別紙様式第 2 及び別紙様式第 3）

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4.1 引用文書

道路運送車両法

道路運送車両の保安基準

自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令

航空自衛隊調達規則（JAFR124）（以下「航空自衛隊調達規則」という。）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

航空自衛隊車両等整備基準

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）

市販品（カタログ製品）の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る監督及び検査について（通達）（空幕調達第 215 号（124）4.3.31）

1.4.2 関連文書

道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）

自動車整備標準作業点数表（社団法人日本自動車整備振興会連合会）

自動車の点検及び整備に関する手引き（平成 12 年運輸省告示第 162 号）

優良自動車部品一覧表（空幕調達第 275 号 40.11.8）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和 46 年航空自衛隊達第 10 号）

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）

車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

この仕様書に示された引用文書等に基づき、経済的かつ効率的に作業を行わなければならない。

件 名	車両等外注整備共通仕様書
-----	--------------

2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、次に示す。

- a) 点検等
- b) 修理
- c) 塗装等

2.3 作業内容

この仕様書の 2.2 項に示す作業は、次により実施しなければならない。

2.3.1 点検等

規則等及び個別 T O 等に基づいた点検等を実施するものとし、規則等及び個別 T O 等の基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、監督官の指示を得た後、追加整備を実施するものとする。

2.3.2 修理

点検等で不具合が発見された場合、監督官の指示を得た後、規則等及び個別 T O 等の基準に適合するように修理をする。

2.3.3 塗装等

車両等の塗装等は、特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）及び車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）に基づき実施するものとする。

2.3.4 作業の中止

次に示す場合は作業を中止し、監督官及び契約担当官に申し出るものとする。さらに修理不能と判明した場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第 7）を作成し契約担当官に提出するものとする。

- a) 仕様書で規定した以外の作業が必要な場合
- b) 修理不能と判明した場合

2.4 部品等

必要な部品等は、官給品を除き契約相手方が準備する。

2.5 機能及び性能

車両等の機能及び性能は、規則等及び個別 T O 等の基準に適合しなければならない。

3 その他の指示

3.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 修理要領明細書（別紙様式第 1）
- b) 車両作業用紙（別紙様式第 2 又は別紙様式第 3）
- c) 点検整備記録簿
- d) 受領書（別紙様式第 4）
- e) 返品書・材料使用明細書（別紙様式第 5）
- f) 納品書・検査調書（別紙様式第 6）
- g) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第 7）
- h) その他監督官及び契約担当官の指示するもの。

3.2 官給品

契約相手方が使用しなければならない官給品は次による。ただし、必要に応じ、監督官の指示を得た後、契約相手方が用意することができる。

- a) 下廻り防錆塗料（シャシブラック）、ブレーキフルード、ベアリンググリース、エンジンオイル及びロングライフクーラント
- b) その他、監督官の指示によるもの。

件 名	車両等外注整備共通仕様書
-----	--------------

3.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、監督官が特に指示する場合を除き、修理の役務対象外とする。

3.4 計測器及び試験装置

規則等の保安基準に適合していることを確認するための計測器及び検査用機器は、性能が維持されていなければならない。

3.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の内容について依頼された場合は、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

3.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きは、監督官又は契約担当官の指示による。

- a) 車両等の輸送(搬入、搬出)は、官側が実施する。ただし、必要に応じ、監督官の指示を得た後、契約相手方が実施することができる。
- b) 契約相手方は、次による処置の場合は、受領書(別紙様式第4)又は返品書・材料使用明細書(別紙様式第5)を官側へ提出しなければならない。
 - 1) 車両等の受け渡しの処置
 - 2) 官給品の処置
 - 3) 交換した旧部品の返納処置

3.7 品質保証

契約相手方は、車両等の引渡しから引取りまでの期間における、役務上の責任を全て負うものとする。また、官側が車両等を受領してから1年以内において、機能不良又は損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められた場合は、契約相手方が無償で修理及び塗装等を行うものとする。

3.8 監督及び検査

航空自衛隊調達規則に定める監督及び検査要領及び納品書・検査調書(別紙様式第6)による資料監督方式及び資料検査方式により実施するものとする。

3.9 安全管理

契約相手方は、危険物の取り扱い、高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い及びその他作業中事故を生じやすい作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等(契約相手方が必要により定めた基準等を含む。)に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

3.10 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

車両等作業用紙（一般車両）										整備作業チェック記号																												
車種					検査の種類	I ■ M ■ + □ 管理換：※印				✓ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																											
自動車番号					所属部隊																																	
開始日付					完了日付					分解したら記号を○で囲む																												
点検項目					記	備考	点検項目					記	備考																									
I. かじ取り装置							2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
1. ハンドルの操作具合							3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※							4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み							5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷							6. リア・ホイール・ベアリングのがた																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷							IV. 緩衝装置																															
6. ステアリング・ナックル連結部のがた							1. リーフ・スプリングの損傷 ※																															
7. ホイール・アライメント							2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷							(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※							(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み							(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																															
II. 制動装置							(4) トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※							3. コイル・スプリングの損傷																															
2. ブレーキの効き具合 ※							4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※							(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																															
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※							(2) サスペンションの各連結部のがた																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態							(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																															
6. リザーバ・タンクの液量 ※							ダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷							5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷							6. エア・サスペンションのベローズの損傷																															
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷							7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク							8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">後輪</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>							前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm	後	mm	後	mm	後	mm	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※											
前輪	左	前	mm	右	前	mm			後輪	左		前	mm			右	前		mm																			
		後	mm		後	mm	後	mm																														
11. ブレーキ・チャンパの機能							V. 動力伝達装置																															
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能							1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																															
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり							(1) クラッチ・ペダルの遊び						mm																									
14. ブレーキ倍力装置の機能							(2) リーズ・フォーク先端の遊び						mm																									
15. ブレーキ・カムの摩耗							(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間						mm																									
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間							(4) プッシュロッド寸法等						mm																									
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗							2. クラッチの作用																															
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷							3. クラッチ液の量																															
19. バック・プレートの状態							4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間							5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚							6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">後輪</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>							前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm	後	mm	後	mm	後	mm	(1) スプライン部の摩耗によるがた											
前輪	左	前	mm	右	前	mm			後輪	左		前	mm			右	前		mm																			
		後	mm		後	mm	後	mm																														
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷							(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み							9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																															
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間							10. デフレンシャルのオイル漏れ、オイル量																															
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗							VI. 電気装置																															
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷							1. スパーク・プラグの状態																															
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能							2. 点火時期																															
III. 走行装置							3. ディストリビュータのキャップの状態																															
1. タイヤの状態 ※							4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																															
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）							5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																															
(2) タイヤの亀裂、損傷							VII. 原動機																															
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗							1. 低速と加速の状態																															
※タイヤの溝の深さ							2. 排気の状態																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">前輪</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">後輪</td> <td rowspan="2">左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td rowspan="2">右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>							前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm	後	mm	後	mm	後	mm	<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>						CO		HC		黒煙	
前輪	左	前	mm	右	前	mm			後輪	左		前	mm			右	前		mm																			
		後	mm		後	mm	後	mm																														
CO		HC		黒煙																																		
3. エア・クリーナ・エレメントの状態							4. エア・クリーナの油の汚れと量																															
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態							5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																															
6. エンジン・オイルの漏れ							6. エンジン・オイルの漏れ																															

7. 燃料漏れ	※		2. ワイバー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンロード・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカプラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のビントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅷ. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目の身であれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）										整備作業チェック記号			
車種		検査の種類		I ■ M ■ + □ 管理換：※印						✓ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油		
自動車番号		所属部隊											
開始日付		完了日付								分解したら記号を○で囲む			
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考		
Ⅰ. かじ取り装置										2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
1. ハンドルの操作具合										3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※										4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み										5. フロント・ホイール・ベアリングのがた			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷										6. リア・ホイール・ベアリングのがた			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷										Ⅳ. 緩衝装置			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた										1. リーフ・スプリングの損傷 ※			
7. ホイール・アライメント										2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷										(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※										(2) スプリング・ブラケットの取付部			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み										(3) リーフスプリング・ピンなど連結部			
Ⅱ. 制動装置										(4) トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※										3. コイル・スプリングの損傷			
2. ブレーキの効き具合 ※										4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※										(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※										(2) サスペンションの各連結部のがた			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態										(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷			
6. リザーバ・タンクの液量 ※										5. エア・サスペンションのエア漏れ			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷										6. エア・サスペンションのベローズの損傷			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷										7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷										8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク										9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm				
	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm				
11. ブレーキ・チャンパの機能													
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能													
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり													
14. ブレーキ倍力装置の機能													
15. ブレーキ・カムの摩耗													
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間													
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗													
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷													
19. バック・プレートの状態													
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間													
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚													
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm				
	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm				
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷													
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み													
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間													
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗													
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷													
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能													
Ⅲ. 走行装置													
1. タイヤの状態 ※													
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）													
(2) タイヤの亀裂、損傷													
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗													
* タイヤの溝の深さ													
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm				
	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm				
2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み													
3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷													
4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷													
5. フロント・ホイール・ベアリングのがた													
6. リア・ホイール・ベアリングのがた													
Ⅳ. 緩衝装置													
1. リーフ・スプリングの損傷 ※													
2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷													
(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド													
(2) スプリング・ブラケットの取付部													
(3) リーフスプリング・ピンなど連結部													
(4) トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部													
3. コイル・スプリングの損傷													
4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷													
(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット													
(2) サスペンションの各連結部のがた													
(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷													
5. エア・サスペンションのエア漏れ													
6. エア・サスペンションのベローズの損傷													
7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷													
8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能													
9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※													
Ⅴ. 動力伝達装置													
1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間													
(1) クラッチ・ペダルの遊び										mm			
(2) リーゼ・フォーク先端の遊び										mm			
(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間										mm			
(4) プッシュロッド寸法等										mm			
2. クラッチの作用													
3. クラッチ液の量													
4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ													
5. トランスミッション、トランスファのオイル量													
6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み													
7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷													
8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた													
(1) スプライン部の摩耗によるがた													
(2) 自在継手部の摩耗によるがた													
9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた													
10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量													
Ⅵ. 電気装置													
1. スパーク・プラグの状態													
2. 点火時期													
3. ディストリビュータのキャップの状態													
4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※													
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※													
Ⅶ. 原動機													
1. 低速と加速の状態													
2. 排気の状態													
CO										HC	黒煙		
3. エア・クリーナ・エレメントの状態													
4. エア・クリーナの油の汚れと量													
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態													
6. エンジン・オイルの漏れ													

[illegible]

主梱包番号:

項番	目号	物品番号	品名	規格	単位	数量	摘要	受領書				
								受年月日			非消耗品、消耗品の区分	
								物品管理官	(官職氏名)			(証書番号)
									取扱者印		転記	
								物品 出供引渡 納用渡 官	(官職氏名)			
									(年 月 日)		転記	(証書番号)
								受(契約者) 領者	(住所) (社名) (代用者名)			
									受領者氏名		(受領年月日)	
								根拠	(契約担当官)			(契約年月日)
									(契約番号)			
								備考				

返品書・材料使用明細書									
項目番号	物品番号	品名	規格	単位	交付数量	数量		摘要	
						使用数量	返品数量 残数量		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
受領者						物品管理官	受付年月日 (官職氏名)	非消耗品、消耗品の区分	
物品						物品	年月日	証書番号	
物品						物品	取扱者	転記	
物品						物品	年月日	証書番号	
物品						物品	取扱者	転記	
根拠目的						(契約担当官)	(契約年月日)		
根拠目的						(契約番号)			
(契約者)						引渡者	(住所) (社名) (代用者名)		
						引渡年月日			
						引渡者			
頁中の第 頁									

修理不能品発生（見込）報告書

航 空 自 衛 隊

部 隊 名

契 約 担 当 官 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

調達要求番号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契 約 年 月 日		納 期	
品 名			

上記契約について、整備能力を超えるもの、部品等が入手できない場合又は、修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超えるものが見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 3 3 2 7 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	小型人員輸送車 (UD-DVW41、 ABG-DVW41) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00082
		承認年 月日	令和 5年 2月15日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小型人員輸送車（UD-DVW41、ABG-DVW41）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 4 - 7 6 4 9 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車 3 号 (DBA-KG11) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00076
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車 3 号 (DBA-KG11) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0－4 2 4－9 2 8 5－5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車 1 号 (U A－W T P 1 2) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S－V 0 0 0 7 5
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車 1 号 (U A－W T P 1 2) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S－V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 2 0 5 3 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車 1 号 (U A - W 1 1、 D B A - J Y 1 2) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 8 0
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車 1 号 (U A - W 1 1、D B A - J Y 1 2) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0－4 2 7－6 5 2 9－5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 1／4 t 4×4 小型業務車 (日産DBA－NT 3 1) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基L P S－V 0 0 0 8 5
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1／4 t 4×4 小型業務車（日産DBA－NT 3 1）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基L P S－V 0 0 0 7 2（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 6 5 2 9 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (DAA-HNT 3 2) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 8 4
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (DAA-HNT 3 2) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 4 - 7 2 0 5 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	救急車（4×4） （C B F - C S 8 E 2 6） の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 1 0 0
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、救急車（4×4）（C B F - C S 8 E 2 6）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 4 - 3 3 0 5 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	小型人員輸送車 (KK-BE63CE) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00073
		承認年 月日	令和 5年 2月15日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小型人員輸送車（KK-BE63CE）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0－4 2 4－9 1 8 0－5	仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	大型人員輸送車 1 号 (L K G－M S 9 6 V P) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S－V 0 0 0 7 7
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、大型人員輸送車 1 号 (L K G－M S 9 6 V P) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S－V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0－4 2 5－0 7 1 9－5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 2 t 4×2 カーゴ (三菱 F B A 2 0、 P A－F E 7 0 B B) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S－V 0 0 0 9 5
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 t 4×2 カーゴ (三菱 F B A 2 0、P A－F E 7 0 B B) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S－V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 2 8 3 - 2 2 6 4 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	1 / 2 tトラック (V 1 6 B B R S F A) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 9 2
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、1 / 2 tトラック (V 1 6 B B R S F A) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 4 2 6 - 3 7 8 2 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 2 1 / 2 t 4 × 4 カーゴ (PDG-FTS 3 4 S 2、 いすゞ F T S 3 4 F 4) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 7 9
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1 / 2 t 4 × 4 カーゴ (PDG-FTS 3 4 S 2、いすゞ F T S 3 4 F 4) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0－4 2 6－1 6 4 3－5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 2 1／2 t 4×2 カーゴ (FRR 3 5 G 3) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S－V 0 0 0 9 7
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1／2 t 4×2カーゴ（FRR 3 5 G 3）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S－V 0 0 0 7 2（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0－4 2 2－3 6 7 7－5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 3 1／2 t 6×6 (2 t クレーン付) (いすゞ SKW462) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S－V 0 0 0 9 4
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 3 1／2 t 6×6 (2 t クレーン付) (いすゞ SKW462) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S－V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 4 2 7 - 9 8 5 3 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	弾薬運搬装填車 (SKW477) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00102
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、弾薬運搬装填車（SKW477）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 4 2 6 - 1 6 4 3 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 2 1 / 2 t 4 × 2 カーゴ (ADG-FD7 JGWA、 日野SKG-FD9 JGAA) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00098
		承認年 月日	令和 5年 2月 17日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 2 1 / 2 t 4 × 2カーゴ（ADG-FD7 JGWA、日野SKG-FD9 JGAA）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0－4 2 6－2 3 5 7－5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 4×4 ダンプ中型 (ADG－CF 4XL) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS－V00099
		承認年 月日	令和 5年 2月15日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 4×4 ダンプ中型 (ADG－CF 4XL) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS－V00072 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0－4 2 4－3 9 1 0－5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車4号 (C B F－T R H 2 2 3 B) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基L P S－V 0 0 0 7 4
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車4号（C B F－T R H 2 2 3 B）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基L P S－V 0 0 0 7 2（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 8 - 2 7 0 8 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車1号 (4×4) (トヨタ3BA -NZE164G) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00101
		承認年 月日	令和 5年 2月15日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号 (4×4) (トヨタ3BA-NZE164G) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 8 9 2 2 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車 1 号 (トヨタ D B A - Z G E 2 0) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 9 0
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車 1 号（トヨタ D B A - Z G E 2 0）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 4 2 5 - 0 9 8 1 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (トヨタKR-HDJ101K) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00096
		承認年 月日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (トヨタKR-HDJ101K) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 2 8 6 - 2 3 9 5 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	1 1 / 2 tトラック (トヨタXCD30) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00093
		承認年 月日	令和 5年 2月15日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、1 1 / 2 tトラック（トヨタXCD30）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 8 1 3 6 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	高規格救急車 (トヨタCBF -TRH226S) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00088
		承認年 月日	令和 5年 2月15日
		作成年 月日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、高規格救急車（トヨタCBF-TRH226S）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 4 7 3 0 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	ユーティリティ整備車 (C B F - T R H 2 0 0 V) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基L P S - V 0 0 0 8 7
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ユーティリティ整備車（C B F - T R H 2 0 0 V）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基L P S - V 0 0 0 7 2（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1. 3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0 - 4 2 6 - 1 0 8 7 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	有線整備車 (トヨタSKG -XZC605V) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基LPS-V00078
		承認年 月 日	令和 5年 2月15日
		作成年 月 日	令和 5年 2月 7日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、有線整備車(トヨタSKG-XZC605V)の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 2 8 3 0 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (C B A - R D 7) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 8 1
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック 1 / 4 t 4 × 4 小型業務車 (C B A - R D 7) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 1 0 - 4 2 7 - 3 4 5 2 - 5	仕 様 書 番 号	
件 名	業務車 2 号 (4 × 4) (D B A - G E 7) の 外 注 整 備	仕様書 番号	松基 L P S - V 0 0 0 8 3
		承認年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日
		作成年 月 日	令和 5 年 2 月 7 日
		改正年 月 日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊名	第 4 航空団 車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車 2 号 (4 × 4) (D B A - G E 7) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基 L P S - V 0 0 0 7 2 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の 1.3 項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の 2 項による。

5 その他の指示

車両共仕の 3 項による。